

洗剤や商品券などの景品や契約書があったら、訪問販売の被害かもしれません

<事例>

88歳の父が一人暮らししている実家に立ち寄ったら、新聞の契約書を見つけた。聞くと、「昨日、自宅に新聞の販売員が訪ねてきた。すでに他社の新聞を購読中だと言ったら、『見本のつもりで読んでみて。』と言った。他の新聞がどのようなものか、一度、見てみるのもいいかと思ったので、言われるままに名前と住所を書いた。1週間、試し読みをするつもりだったが、契約はしていないはずだ」とのことだった。あらためて契約書をよく確認すると、来年4月から1年間、購読する契約になっていた。父は知らないと言っているが、見慣れない洗剤や商品券も見つかった。父は契約したつもりはないので、やめたいと言っている。

▶訪問販売で契約した場合は、契約書を受け取った日から8日以内（次の週の同じ曜日まで）に契約解除の通知を出せばクーリング・オフできます。通知の書き方、出し方は、当センターwebサイトをご覧ください。

名古屋市消費生活センター・ピックアップ解説「クーリング・オフ通知の書き方(はがきの場合)」

<https://www.seikatsu.city.nagoya.jp/soudan/pickup/article/2>

クーリング・オフ期間が過ぎていても、解約できる場合があります。早めに消費生活センターにご相談ください。

▶「販売員が若者で、孫のように思って話をしているうちに気の毒で断りにくくなって契約してしまった」「いきなり商品券を渡され名前を書くように言われた。断りたかったが、次第に口調が強くなり書かないと帰ってくれないと思って名前を書いてしまった」など、勧誘の状況は様々です。

▶普段から、玄関を開ける前に相手をよく確認する習慣をつけ、知らない相手にはドアを開けずに対応することをお勧めしています。居座られて怖いときには、迷わず警察に連絡して下さい。

▶契約したことを「覚えていない」「認識がない」「(無料試読だと)誤解している」といった場合、周囲の人が契約書や洗剤や商品券などの景品で契約に気がつき、被害回復につながるが多々あります。

周囲の人の早めの気づきが被害を最小限にとどめる第一歩です。当事者からご相談いただくことが基本ですが、ご家族や高齢者を見守る方からのお問い合わせにも応じています。

◆この記事についてのお問い合わせ◆

名古屋市消費生活センター（啓発担当）Tel.052-222-9679

◆個別のご相談は◆

名古屋市消費生活センター Tel.052-222-9671 月～土曜日(祝休日・年末年始を除く)9:00～16:15

消費者ホットライン 局番なしの188(いやや!) 年末年始を除く毎日 お近くの窓口につながります